

南丹市農業振興推進協議会 議事録

1. 開催年月日 平成 30 年 1 月 18 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
2. 開催場所 南丹市役所 3 号庁舎 3 階 301 会議室
3. 協議事項 別紙次第のとおり

4. 委員の総数及び出席者等

- (1) 委員総数 14 名
- (2) 出席者数 12 名
- (3) 出席者 大沢委員、川勝委員、野村委員、垣村委員、伊津委員、松崎委員、外田委員、井上委員、森田委員、木村委員、奥村委員、谷口委員
- (4) 欠席者 野中委員、福井委員
- (5) 傍聴者 なし

5. 議事の経過及びその内容

司会 (中島課長)	<p>定刻になりましたので、ただ今から、南丹市農業振興推進協議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆さまには、公私ご多忙のところ、当協議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます農林商工部農政課中島でございます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>開会にあたりまして、南丹市農業振興推進協議会 大沢会長より、ごあいさつ申し上げます。</p>
大沢会長	<p>委員の皆様には、ご多忙のところご出席賜り心より厚くお礼申し上げます。</p> <p>皆様には、日ごろは、農業振興の推進にご尽力いただいておりますことに、高いところからではございますが、感謝を申し上げます。</p> <p>さて、これまで委員の皆さま方にご審議いただきました南丹農業振興地域整備計画の全体見直しにつきまして、最終段階に入ってきたところでございます。</p> <p>本日は文章編につきまして、これまでいただいたご意見を集約しました結果を修正前と修正後に比較し、事務局から明示していただきまして、最終のご審議をいただこうと考えております。</p> <p>また、見直し後の農用地などの面積等も報告いただく予定にしております。</p> <p>全体見直しについては、今回がご審議いただく最終の場となりますが、忌憚ないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>

<p>司会 (中島課長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと思いますが、協議に先立ちまして、1点、ご報告申し上げます。本協議会委員の西川勉さまにおかれましては、昨年10月27日にご逝去されました。ご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。</p> <p>なお、西川委員さんは八木町土地改良区からの推薦委員ですが、同組織では年度内の補欠委員の選出は困難とのことでしたので、現時点では欠員不補充でございますが、ご了承賜りたいと存じます。</p> <p>続きまして、出席状況を報告させていただきます。</p> <p>委員数14名のうち12名の委員の出席をいただいております。南丹市農業振興推進協議会条例第6条第2項の規定に基づき、半数以上のご出席により、本日の協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>それでは南丹市農業振興推進協議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が兼ねることとなっておりますので、3. 議事につきましては大沢会長様にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (大沢会長)</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>「南丹市農業振興地域整備計画（文章編）について」事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局 (東村課長補佐)</p>	<p>失礼をいたします。説明をさせていただきます農政課 東村です。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、お手元にお配りしております資料についてご確認をお願いいたします。一つ目として、南丹農業振興地域整備計画書 新旧比較表、二つ目 資料1 南丹農業振興地域 農用地見直しに係る報告の二種類をお配りしております。</p> <p>それでは、失礼ですが、着席をさせていただき説明をさせていただきます。</p> <p>南丹農業振興地域整備計画につきましては、平成24年度の計画見直し以来、5年を経過し、社会情勢の変化及び土地利用動向等により中間見直しの位置付けとして、平成28年3月に開催させていただいた第7回協議会よりご協議いただき、第8回、第9回と文章編等についてご意見等をいただき、修正を加えてまいりました。大きな変更はありませんが、委員の皆様の貴重なご意見を文中に反映し、最終的な報告の時期を迎えさせていただきました。</p> <p>今回は昨年3月の協議会でいただきました点を含め説明させていただきます。</p>

まず、比較表文章編の主だった点について説明させていただきます。

5ページの(ウ)土地利用の構想の表中の数値につきまして、今回の見直しで除外等の整理をさせていただいたことにより、面積について現状数値に修正をしております。京都府農業振興地域整備基本方針との整合も図り、農業振興地域の面積が7,451ha、内農用地が2,274.6ha、農業用施設用地が18.6haとなっております。

6ページ 農用地区域の設定方針(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針中にも農用地区域を2,293.2haについて設定すると修正しております。

8ページ ア農用地等利用の方針の表中の数値につきましても各旧町の地区別農地と農業用施設用地の面積について修正をしております。現況と将来の面積増減につきましては、農地面積については、今回市が除外提案をさせていただいた中で、地域から除外しない又は明確な回答がなかったことにより将来荒廃予想等がされる等の面積をマイナスしております。次回変更時にはこういった部分については除外の方向が適切と考えております。

16ページ、17ページ 第3 農用地等の保全計画には以前に説明のとおり(3)日本型直接支払制度(中山間地域等直接支払又は多面的機能支払の)活用、(4)環境保全型農業、有機農業の推進、について修正をさせていただいており、(6)荒廃農地解消の推進、も加えております。

21ページには(2)農地の流動化対策として農地中間管理機構の事業活用推進(3)農業生産組織の活動促進対策、に南丹市農業者の大半を占める兼業農家に対しての直接の支援制度の検討は厳しい状況であることから集落営農組織等への加入を進め、効率化を図ると共に、構成員として各集落組織の継続を図ることとしております。

22ページ 第5 農業近代化施設の整備計画の中1の(1)重点作物別の整備方向中 米の生産調整の関係につきまして、「米の生産調整の見直しに伴い、国産自給率の向上を目標として取り組みつつ、需要動向を踏まえ」取り組むとし、中ほど水稻栽培の具体的方策として主食用米食味ランキング「特A」を目指し、特別栽培米の振興、販路拡大、酒造好適米「祝」「五百万石」等の品質向上を目指すこととしております。

28ページ 第8 生活環境施設の整備計画の中ほどに 八木町西田地内における 都市農村交流施設 の計画について記載をさせていただいています。本件については、地域と企業の連携により熱い思いで計画実現に向け準備を進められてきているところですが、現時点では、あくまで計画段階であり、計画には文言を入れますが、農用地区域の地番からは該当地域の地番除外を行わないこととしております。今後熟度が増した中で、計画実現に向け

での農振区域除外を行う予定をしております。

続いて、資料1につきまして説明をさせていただきます。

今回の計画変更に伴い、集落への意向調査を行い、内容を確認、位置の確認、京都府の多大のご協力、ご理解のもと協議を進めさせていただきました。

農振計画は農業振興のみならず農地の保全計画であり、今後守るべき農地を示したものであるため、逆にはそれ以外の農地は外して整理すべきものでもあると考えます。

見直しを検討した面積等（除外）をご覧いただきますようお願いいたします。

除外の理由については、大きく「非農地」、「近代化困難（機械化困難）」、「集落介在農地」、「公共等転用」としております。

毎年農業委員会のパトロール等の結果に基づく協議・調整をいただき、今回は、可能な限り整理をし、非農地判定をいただいたものと長きにわたる経過の中で現況非農地となった案件の382筆 19.5ヘクタールを除外しております。

次に「近代化困難」（機械化困難）についてですが、386筆 約21.7ヘクタールとなっており、農業用機械を使用した効率的な農業を行うことが困難な農地となっています。今後、非農地化が進む可能性が高い農地となっています。

「集落介在農地」については、191筆 概ね3.8ヘクタールとなっており、以前説明させていただいた通りその大半は美山町となっていますが、その理由は、昭和49年の計画策定時において、集落内に存在した小規模な農地であっても、農地として守っていくために、農用地として指定していましたがと考えられます。

次に中段の表の農用地への編入についてですが、

「編入」については、28筆 約3.2ヘクタールの農地を新たに農用地として指定を受けようとするものとなっています。

その大半は園部町の区域となっていますが、内容は、様々な理由により農用地から除外をされていましたが、その後も農地として活用がされ、集落において農地維持の活動を行っても、各種交付金制度の対象農地となっていなかったことから、今回の見直しに併せて編入を希望されたものとなっています。なお、基本的にはほ場整備田が中心となっています。

以上により農用地利用計画の地番から除外又は編入を行うこととし協議を進めさせていただきたいと思っております。

なお、今回の計画変更での除外等の申出をされていない場合であっても、個別の相談はお受けし、京都府との協議させていただくこととなります。

長くなり申し訳ありませんでしたが、以上で説明を終了させて

	いただきます。
大沢会長	<p>ただいま、事務局より報告のありました件について、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、質疑もないようですので、南丹市農業振興地域整備計画について終了してよろしいですか。</p> <p>(委員より「異議なし」)</p> <p>異議なしと認め、これで議事を終了させていただきます。 本日は、議事進行に御協力いただき、各委員に対しお礼申し上げます。今後も何かとお世話になりますが、よろしく願いいたします。本日はありがとうございました。</p>
事務局 (中島課長)	<p>大沢会長ありがとうございました。</p> <p>次第4 その他 ですが事務局からは特にありませんので、これで閉会させていただきます。</p> <p>閉会にあたりましては、川勝副委員長よりあいさつをお願いいたします。</p>
川勝副会長	<p>大変ご苦勞さまでございました。</p> <p>進行に際してはご協力をいただきありがとうございました。</p> <p>皆様もお忙しい中、ご出席をいただきお礼申し上げます。</p> <p>本日は大変お疲れ様でした。</p>

